

# 都市ガスの供給に係る仕様書

(京都コンサートホール)

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

## 第1 総則

### 1 趣旨

本仕様書は、京都コンサートホールに係る都市ガスの供給における契約に基づく仕様書である。

### 2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) 需要施設とは、当該契約における都市ガス供給場所である京都コンサートホールをいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への都市ガスの供給を行う者をいい、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「財団」という。）と都市ガス供給契約を締結するガス小売事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に都市ガスを供給するための供給者と需要施設の間のガス導管を維持し、供給者から導管により都市ガスを受け入れると同時に、需要施設に対して、導管により都市ガスの供給を行う一般ガス導入事業者をいう。

## 第2 仕様概要

当該契約における需要施設の概要と供給都市ガスの仕様は、次のとおりとする。

### 1 需要施設概要

- (1) 対象施設 京都コンサートホール
- (2) 需要場所 京都市左京区下鴨木町1番地の26
- (3) 業種及び用途 貸館及びクラシック音楽専用ホール

### 2 供給期間

令和7年4月の定例検針日の翌日から令和8年4月の定例検針日までとする。

### 3 ガスの概要

- (1) ガスの種類 都市ガス13A
- (2) 供給熱量 45MJ/m<sup>3</sup>
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 計器番号 別紙のとおり

### 4 予定ガス使用量等

#### (1) 契約最大使用量

供給期間における1時間当たりのガス使用量の最大値は別紙のとおりとする。

#### (2) 予定月別使用量

供給期間において、需要場所ごとに使用する各月のガスの予定使用量は、別紙のとおりとする。

### (3) 予定年間使用量

供給期間において、需要場所ごとに使用するガスの予定年間使用量は、別紙のとおりとする。

### (4) 契約年間引取量：99, 552m<sup>3</sup>

契約年間引取量とは、法人が1年間において引き取らなければならないガス使用量をいい、別紙における予定年間使用量の70%とする。

### (5) 契約最大需要期使用量：43, 600m<sup>3</sup>

契約最大需要期使用量とは、契約期間の12月～翌3月（4か月間）におけるガス使用量の合計値をいい、別紙における12月から3月の予定月別使用量の合計値とする。

## 5 計量及び検針日

### (1) 計量

各月のガスの使用に係る計量は、託送者が設置した計量器により、託送者が検針及び算定した数量とする。

### (2) 検針日

各月の検針日は、託送者が定める託送供給契約及びその他の供給条件等に規定する定例検針日とする。

## 6 ガス料金の決定

(1) ガス料金は、託送者が検針及び算定した数量により、1月（前回の検針日から今回の検針日までの期間をいう。）のガス使用量により算定するものとする。

※各月のガス料金＝基本料金+従量料金（単位料金×各月のガス使用量）

（消費税額及び地方消費税額含む。）

(2) 入札時のガス料金算定にあたり、単位料金については【LNG価格：

85, 670円/t、LPG価格：82, 200円/t】を用いて算定するものとする。

(3) ガス料金算定にあたり適用する託送供給料金は、託送者が定める託送供給約款によるものとする。

(4) ガスの使用に係る料金のほか、帳票発行に係る手数料等その他料金が発生する場合当該料金についても明示の上、入札金額を提示するものとする。

(5) 原料価格の変動に応じて単位料金の調整を行う必要がある場合、供給者が定める供給条件に基づき改訂できるものとする。

## 7 予定年間使用量の増減

ガス使用量は、財団の都合により予定年間使用量を上回り、又は下回ることができる。ただし、契約最大使用量及び契約最大需要期使用量を超過した場合並びに予定年間引取量に満たない場合は、受注者の大口供給制度供給条件に基づき、精算額

を請求することができる。

## 8 保安及び緊急時の対応

- (1) 供給者は、ガス事業法の定めるところにより、ガスの使用に伴う危険発生防止に必要な事項を周知するほか、供給するガスに係る消費機器を調査する義務を負うものとする。
- (2) 供給者は、保安体制を整備し、緊急時には託送者と連携して迅速かつ適切に対応すること。

## 9 ガスの安定供給

供給者は、ガスの安定供給を図らなければならない。ただし、以下の場合、ガスの供給の中止又はガスの使用の制限若しくは中止の申し出ができる。

- (1) ガスの需給逼迫等止むを得ない場合
- (2) 一般ガス導管会社の保安責任範囲の設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- (3) 一般ガス導管会社の保安責任範囲の設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
- (4) 天災地変等の場合
- (5) その他保安上必要がある場合

## 10 秘密の保持

供給者は、業務上知りえた情報及び事項を他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。ただし、財団から事前に承諾を得ている場合はこの限りではない。

## 11 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、財団は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

## 12 その他

本仕様書に定めのない事項については、供給者が定める約款の規定又は料金表等によるものとし、供給者が定める約款の規定又は料金表等に定めのない事項については、財団及び供給者間の協議により定めることとする。

No	対象施設	供給地點 特定番号	契約種別	供給圧力	メーター 流量	契約最大 使用量 (m³/h)	予定月別使用量(m³)						予定年間 使用量 (m³)	予定年間 小計 (m³)					
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	京都コンサートホール	-	-	低圧	-	2,144	4,658	9,959	20,045	25,561	17,360	14,012	3,792	14,319	13,274	10,585	5,240	140,949	142,216
2	京都コンサートホール	00212800061163704	一般	低圧	0016	-	26	18	46	21	21	18	62	12	32	68	39	384	384
3	京都コンサートホール	00212900061163702	一般	低圧	0050	-	49	65	114	143	238	225	10	8	7	9	8	7	883

## ※(参考)No.1の使用量内訳

対象施設	供給地點 特定番号	契約種別	供給圧力	メーター 流量	契約最大 使用量 (m³/h)	予定月別使用量(m³)						予定年間 使用量 (m³)	予定年間 小計 (m³)						
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
大ホール	00212500061163700	空調	低圧	0100	826	1,926	4,293	9,259	12,076	7,090	6,232	1,232	7,107	6,908	7,531	2,604	67,084	67,084	
小ホール	00212600061163708	空調	低圧	0100	163	1,318	2,732	5,666	10,786	13,495	10,270	7,780	2,560	7,212	6,366	3,054	2,636	73,865	140,949